

公益社団法人 小田原青色申告会

入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人小田原青色申告会（以下「本会」という。）の定款第6条及び第9条の規定に基づき、本会会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

第2条 本会の正会員又は準会員として入会しようとする個人又は法人（団体）に対しては、次に掲げる事項を主たる内容とし、入会申込書の提出を求めることとする。

(1) 個人の正会員及び準会員

- ① 氏名、生年月日、性別
- ② 自宅住所、電話番号及びFax番号
- ③ 事業所所在地、電話番号及びFax番号
- ④ 業種及び屋号
- ⑤ 納税地及び書類送付先
- ⑥ その他参考事項

(2) 法人（団体）の準会員

- ① 法人（団体名）、代表者氏名及び役職
- ② 所在地、電話番号及びFax番号
- ③ 事務連絡者氏名、役職名、電話番号及びFax番号
- ④ 納税地及び書類送付先
- ⑤ その他参考事項

2 第5条により退会した者が再入会を希望する場合は、改めて前項の入会申込書の提出を求めるとともに、退会の際未納の入会金及び会費がある場合は当該入会金及び会費の納入を求める。

3 本会は、入会申請者（個人、法人及び団体）が公益認定上の欠格事由（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条）に類似する過去の行為又は現状につき、公的処分又は指定を受けたときは、入会を認めない。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別ごとに、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの猶予等に関する細則は、定款第8条の規定により社員総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退 会)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第11条の定めにより、退会以外の事由により会員資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 (平成24年4月27日理事会議決)

この規程は、本会が公益認定を受け、移行登記をした日から施行する。